

運賃協議会の設置について

運賃協議会設置の設置について

道路運送法が改正され、令和5年10月1日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで運賃を協議することが必要になった。



今後再編を予定しているコミュニティバスの協議運賃を協議するため、八幡市地域公共交通会議の部会として運賃協議会を設置する(別紙「八幡市地域公共交通会議運賃部会設置要綱」参照)。

(構成員)

- 八幡市長又はその指名する者
- 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- 住民又は利用者の代表者
- その他市長が必要と認める者

パブリックコメント
の実施

運賃部会
の開催

地域公共交通会議で
の報告



協議運賃届出へ